



令和7年度 就学援助制度のお知らせ

The news of the educational expenses support system



小金井市教育委員会

小金井市では、本市にお住まいで、市立及び国公立小・中学校に通学し、経済的な理由により教育費（給食費、学用品費など）の支払いにお困りの保護者の方に対して、教育費の一部を援助する制度があります。援助を希望される方は申請してください。

★ 昨年度認定された世帯も、改めて今年度申請が必要です！

就学相談を受け、特別支援学校に入学するのが相当である程度の障害（学校教育法施行令第22条の3に該当する障害の程度）をお持ちの児童・生徒の保護者に対し、通常の学級に就学していても生活保護基準の2.5倍未満（下表参照）の世帯収入であれば教育費の一部を援助いたします。

【援助の内容】 ※ 生活保護受給世帯は●のみ支給

学 校 給 食 費	実費を市が学校長口座に支払います ◆認定まで給食費をお支払していただく場合があります（認定後学校より返金）
学用品費・通学用品費	一定の補助額を各学期ごと（4月認定の場合：7月、12月、3月）に支給します 小学1年生 12,390円、2～6年生 14,460円（年額） ※ 途中認定の方は、 中学1年生 24,210円、2～3年生 25,000円（年額） 月割額を支給します
入 学 時 学 用 品 費	小学1年生・中学1年生に支給します（支給は入学前・入学後のいずれか1回のみ） 小学1年生 57,060円、中学1年生 63,000円 ◆入学前支給の方（1月までに認定を受けた方）は3月支給予定 ◆入学後支給の方（4月認定を受けた方）は7月支給予定
卒 業 時 諸 経 費	学校から徴収された卒業アルバム代、文集代の一部を3月末頃に支給します （上限）小学校：9,460円、中学校：9,670円
●修学旅行参加費・●移動教室参加費・ ●林間学校参加費・●校外活動費	学校から徴収された費用を行事終了後又は各学期ごと（校外活動費）に支給します
●医 療 費	学校の健康診断で指示のあった学校保健安全法に定める疾病の治療に限り、市が自己負担分を医療機関に支払います 【対象疾病名】トラコーマ、結膜炎（アレルギー性は除く）、白せん、かいせん、のうかしん、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯（虫歯）、寄生虫病（虫卵保有含む） ◆認定後、学校から「医療券」をもらってからの受診となります。ただし認定決定通知が届く前に受診された場合は、領収書と医師の署名済の「検診のお知らせ」をコピーして保管し、認定後速やかに学務課へご連絡ください

【注意事項・必ずお読みください！】

- ◇ 申請書は世帯で一枚です。
- ◇ 申請は随時受け付けておりますが、4月に遡及せず申請された月からの援助となります。
- ◇ 給食費は認定結果が出るまでに一度負担していただく場合があります。認定後は在籍校より返金されます。返金時期や金額等については直接学校へお問い合わせください。
- ◇ 確定申告がお済みでない方は至急申告してください。被扶養者を除き、前年度無収入であっても申告が必要です。未申告の場合は審査及び認定後の支給が遅れますのでご注意ください。
- ◇ 年度途中で小金井市から転出した場合は、新住所地で再度申請してください。
- ◇ 郵送でご提出される場合は、申請書の収受を確認するため、必ずご連絡ください。

【提出期限】 令和7年4月25日（金）午後5時必着

※ 提出書類の不足や不備がないよう
ご協力をお願いいたします。

【提出先】 小金井市教育委員会 学務課窓口（前原町3-41-15 市役所第二庁舎7階）
午前8時30分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始休業日除く）
電 話（042）387-9874

【認定結果】 6月下旬以降に順次、住民登録のある住所宛に郵送でお知らせします。
また、お子さんの在籍先の学校長宛にも通知いたします。

【就学援助費の受給要件・申請に必要な書類】

就学援助費を受給する為には、以下の1～9のいずれか1つに該当する必要があります。
該当する要件によって、申請に必要な添付書類が異なりますので、よくご確認ください。

	要件	提出が必要な添付書類	
1	前年度または当該年度において生活保護の停止・廃止を受けた世帯	不要	
2	市民税の非課税または減免を保護者全員が受けている世帯		
3	固定資産税又は個人事業税の減免を受けている世帯	個人事業税減免の場合のみ、 「減免決定通知書」	
4	国民年金掛金の減免を保護者全員が受けている世帯	「国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書」 「国民年金保険料学生納付特例申請承認通知書」 「国民年金保険料免除理由該当通知書」	
5	国民健康保険税の減免または徴収猶予を保護者全員が受けている世帯	「国民健康保険税減免決定通知書」 「国民健康保険税徴収猶予決定通知書」	
6	児童扶養手当を受給している世帯（ひとり親世帯等） 注意！…「児童手当」「児童育成手当」ではありません	不要	
7	生活福祉資金の貸付を受けている世帯	「生活福祉資金」関係書類	
8	日雇労働被保険者手帳を所持している世帯	「日雇労働被保険者手帳」	
9	上記1～8には該当しないが、 令和6年中の世帯の総収入額が生活保護基準の2.5倍未満の世帯 （基準額は世帯構成等により異なる。詳細は下記参照。） 注意！…確定申告または税申告がお済みでない場合は、必ず申告を済ませたうえで申請をしてください。	◇賃貸に関する書類	◆賃貸住宅、公営住宅に居住する方 月額家賃のわかる最新の「賃貸借契約書」
		◇収入に関する書類	◆令和7年1月2日以降に転入した方、又は別居中の家族（単身赴任等）が市外に居住している方 「令和7年度課税証明書」（前住所地で取得） ※ 働いている方全員分必要です ◆課税対象にならない収入がある方 令和6年分の金額がわかる書類 （例：遺族年金、傷病手当など）

※ 添付書類は写しで構いません。

要件9の年間収入額基準について

下記の基準は目安です。年齢・人数・家賃の有無で基準額は異なります。令和6年中の収入が対象です。

基準に該当するかどうか迷われる場合は、念のため申請しておくことをお勧めいたします。

世帯人数	家族構成の例	年間総収入（持家の場合）	年間総収入（賃貸の場合）
2人	親（32歳） 子（8歳）	約4,243千円以下	約5,081千円以下
3人	父（40歳） 母（35歳） 子（10歳）	約5,636千円以下	約6,473千円以下
4人	父（43歳） 母（39歳） 子（14歳） 子（11歳）	約6,844千円以下	約7,681千円以下
5人	父（40歳） 母（37歳） 子（13歳） 子（8歳） 子（5歳）	約7,406千円以下	約8,243千円以下

※世帯収入とは、家計を同じくする方（同居・別居を問いません）の収入額を合算した額です。

※上記世帯収入は、国の定める生活保護基準を基に算出しており、生活保護基準等の見直しなどにより、変更になることもございます。その場合、別途お知らせいたします。